第３回教育委員会（臨時）議事録

1　開　会

令和７年５月 29 日（木）　18 時 00 分

2　場　所

市役所第２庁舎３階　2-301・302 会議室

3　会議に出席した委員

教育長	丹後　政俊
委　員	西田　正志
委　員	鈴木　友美
委　員	吉良　佳晃
委　員	倉　真智子

4　会議に出席した職員

学校教育部長	酒井　寛興
こども未来部長	田中　正典
社会教育部長	中野　悟
学校教育次長	小嶋　拓也
教育総務課長	山内　俊秀
子育て企画課長	山鳥　有史
教育総務課副課長	近成　和泉

5　議事日程及び議案

別紙の通り

6　開会宣言

18 時 00 分

7　会　期

（自）令和７年５月 29 日　（至）令和７年５月 29 日　１日間

8　会議録署名委員名簿

吉良佳晃委員

9　閉　会

18 時 54 分

丹後教育長	日程第1、会議録署名委員は、3番吉良佳晃委員を指名する。
丹後教育長	日程第2、会期は令和7年5月29日、本日1日間とする。
丹後教育長	日程第3、協議事項に移る。協議第2号「丹波篠山市児童クラブの入所選考基準について」、子育て企画課に説明を求める。
山鳥課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	要綱（案）第2条（4）の「第2号に規定する」の「第2号」とは何か。
山鳥課長	要綱（案）第2条（2）「入所申込者の数が入所可能な数を超える場合は、別表第1に定める基本点数表及び別表第2に定める調整点数表に基づき、入所申込者を点数化し、最上位から入所可能な数に相応する順位までの者を入所決定者とし、それ以外の者を入所保留者とする。」のことである。
西田委員	法制執務においては、このような表記をするのか。
山鳥課長	第2条は第1項のみであるため、「第1項第2号」ではなく、第1項を省略して「第2号」となる。
西田委員	厳格な点数化等の規定については、利用者への説明責任の面からも必要であると思う。 別表第1の基本点数表に、「保護者が市内の児童クラブ等で勤務している世帯」が入っている趣旨は何か。
山鳥課長	参考とした市保育所等入所選考実施要綱においても、保育士の子どもを受け入れることにより保育士の人材確保につながるとの趣旨で同様の項目があり、本案においても同じ趣旨で入れている。
西田委員	同じ利用者や市民の理解を得られるのか。また、「法の下の平等」や「職業の自由」という中で、法的にこのような条件を入れても問題はないのか。
山鳥課長	保護者が市内児童クラブ等で勤務している世帯に加点することについて、市民に納得いただける基準項目かどうかを改めて検討する。
田中部長	保育士や指導員の人材の確保が非常に難しい状況が続いている中、児童クラブ等に勤務する保護者を基準表の一番に位置付け、加点することにより、その方が保育士等で入っていただければ、より多くの子どもを預かることができるため、このような配点にしていること、ご理解いただきたい。
西田委員	三田市の基準表においては、保護者の疾病や障がいの状況も程度も細かく記載があるのに対し、本案の別表第2においては、保護者の疾病・障がいの項目はあるが程度の記載がない。また、別表第1の「特別支援学級に在籍する児童」については明確であるが、最近は特別支援学級に入らずに通常学級においても支援の必要な子もある中、申込書には特別な支援の必要の有無を記入する欄があると聞いたことがある。三田市の要綱と比べて記載が薄いことでなんとでも解釈できる部分があるのではないかと感じるが、どうか。

山鳥課長	項目に詳細な区分がないことについては、現在の児童クラブの入所申込書の内容で点数化できるように要綱案を作成した。資料の追加提出が不要となるように、現在の入所申込書の見直しも含め再度検討する。
吉良委員	現在、出されている 12 名の保留通知の理由はどのようになっているのか。また、この 12 名にこの要綱案の点数を当てはめた時に問題はないのか。
山鳥課長	12 名全てが定員超過のためとの理由で数日前に保留通知書を発送した。空きが出た場合、随時案内をする。参考に得点化してみたが、特別支援学級に在籍していることに伴い、入所の必要性があるとの判断により、大きく学年を上回ることになることがあるが、基本的には、学年の状況で一番差がつくこととなり、学年を超えることは難しいため、今回の 12 名については状況が変わることはない。
鈴木委員	去年の秋の提出期限内を守られたお子さんたちは、全員が入所できているのか。
山鳥課長	味間児童クラブにおいて、初めの申込み時に定員超過となったが、最も多い利用率が 9 割程度ということを踏まえ、全ての方を受入れたことから、当初の申込みで待機児童は発生していない。
鈴木委員	現在、入所されている方に関し、仮に保護者が仕事を辞めて自宅で子どもを見ることができる状況になった際、保護者が言わない限りは児童クラブを退所することはないのか。
山鳥課長	そのとおりである。申請時以降の保護者の状況を把握することは難しいこともあり、退所届が提出された時に初めて状況が確認できることから退所となり、新たに 1 人が入所できる状況となる。
鈴木委員	こうした基準については、既にあると思い込んでいた。これまでから提出してきた就労証明書については、単に就労の有無を確認するために提出していたということか。
山鳥課長	児童クラブについては家で保育ができない方をお預かりするため、自己申告ではなく、必ず就労証明書を提出していただいている。入所資格の確認のためであり、点数化するためのものではなかった。
鈴木委員	こども園等のように前年度が待機であれば次年度は加点されることはないのか。
山鳥課長	加点化というのは、案には入れていない。
西田委員	別表第 1 で利用料の滞納の基準があるが、そもそも条例において、滞納したら退所との規定はなかったのか。
山鳥課長	条例第 6 条第 2 号で「利用料を 3 か月以上滞納したとき」は、入所の承諾を取り消すことができることになっている。
西田委員	利用料滞納の減点が適用されるのはどのような場合か。
山鳥課長	滞納が 1 か月であれば退所させることはできない一方で、申込み時に定員超過の状況であれば、1 か月でも滞納があれば減点することにある。
西田委員	滞納について、どこまで遡って減点するのか。
山鳥課長	滞納リストにより過去に遡っても分かるが、何年前まで遡るのかについて

	は検討していく。
西田委員	滞納の背景に、例えば生活保護や単身赴任、ひとり親世帯であるという事情があった際において、保育者が市内の児童クラブ等で勤務している場合と比べてかなり低い点数となっており、市民感情と乖離があるような気がする。どうしても払えない場合等も考え検討いただきたい。滞納がマイナス60点と厳しい基準となっているが、滞納の遡りについては、何年間程度を遡ることが妥当なのか等、本来の児童クラブの趣旨も踏まえ、後々に影響することであり、十分に検討されたい。
丹後教育長	児童クラブにおいては、これまで待機はなかったが、新たに発生する中、基準を提案している。一方で、子どもの出生数等を踏まえると今後も増えていく状況ではないが、大事なルールであり、今回いただいた意見も精査し、検討していく。なお、要綱については次回定例会で報告する。
丹後教育長	協議第2号、「丹波篠山市児童クラブの入所選考基準について」は、ここまでとする。本日の皆様のご意見も踏まえつつ、基準を制定し、対応していく。なお、要綱については、次回の定例会にて報告させていただく。
丹後教育長	日程第4、報告事項に移る。報告1「第４期丹波篠山市教育振興基本計画（答申）及びパブリックコメントの実施について」、教育総務課に報告を求める。
山内課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	教育振興基本計画は議会に報告する義務があるのか。
山内課長	議会に報告することや議決を求めることの義務については、法律上の位置づけはない。市議会基本条例において、市の主要計画については、議会が必要と認めた場合は議決することを定めているが、本計画については、教育委員会で策定されるべき計画であり、議会での議決までは求めないと確認している。 なお、先日の議会へ報告については、策定が遅れていることを含め多くの議員が気にされていること等もあり、策定委員会で答申をいただき、作成した教育委員会案の概要とともに、パブリックコメントを含む今後の予定を報告した。最終的にはパブコメも踏まえた必要な修正を加えた後、7月25日の定例教育委員会での議決をもって策定となるが、その計画を議長あてに書類にて報告することを考えている。
西田委員	7月14日に予定されている市議会総務文教常任委員会による所管事務調査については、どのような内容となるのか。
山内課長	市議会総務文教常任委員会において、計画案を精査することを目的に実施されるものであり、内容を聞いた上で所管の委員の立場から意見が出されると思っている。

西田委員	議会としては所管事務調査に一任されているとのことで、6月議会の一般質問で出てくることはないのか。
山内課長	基本的には所管委員会の委員に任せるとの解釈になると思うが、それとは別に一般質問については議員個々の判断による部分もあると思われる。なお、今回の一般質問については出ていない。
丹後教育長	本日の皆様のご意見を踏まえ、教育委員会案としてパブリックコメントに付した後、７月定例会で議決、策定とすべく取り組んでいきたい。 以上で、本日の審議は全て終了する。 これをもって、第3回臨時教育委員会を終了する。